

## 今後に向けて



責任投資オフィサー 坂口 淳一

代表取締役社長 兼 CEO 猿田 隆

サステナブル投資という言葉において、修飾語の「サステナブル（持続可能な）」が社会にかかるのか、投資先企業にかかるのか、文脈によって使い分けられているようです。当社が考えるサステナブル投資は、サステナブルな社会の実現を後押しすることを目的とし、そのような製品・サービスを提供する企業への投資を行い、結果としてサステナブルな企業を選別し、中長期的に良好な投資リターンを実現しようとするものです。実務的には、ESG評価とROEの改善が期待できる企業に投資することで、より良い社会の実現と投資リターンの獲得を同時に狙います。当社はこのような考えに基づき、アクティブ運用を行う全ての運用担当者がサステナビリティの重要な要素であるESGを考慮した投資判断を行います。

サステナブル投資に関して重要な柱となる、①ESG評価、②エンゲージメント、③議決権行使の三点について今後の取り組み方針を記します。①ESG評価では、質・量の拡充を進めます。対象となる資産クラスを国内株式からグローバル株式、内外債券に徐々に拡大する一方、600社超を継続的にモニターしている日本企業について、今までやや手薄であった中小型企業に対しても、よりの絞った評価体系で評価を開始します。グローバル株式ではアジアで500社超の評価実績がありますが、株式・債券の運用担当者が協働することで現状では200社程度にとどまっている欧米企業のカバレッジを倍増させる方針です。②エンゲージメントについては、ESGのうちE（環境）、S（社会）をテーマとする対話を拡充します。2021年7月からは、GHG排出量の多い企業を中心に、気候変動への対応、とりわけ脱炭素戦略的を絞った対話を展開しており、短・中・長期の排出量削減目標、そのための方

針・戦略の策定、それらの効果的な情報開示を投資先企業に促しています。運用担当者はエンゲージメントで得られた情報、分析結果を投資判断に反映し、投資リターンの向上につなげます。エンゲージメントの結果、評価が低く改善の見込みもない企業はダイベストメント（売却）の可能性も排除しませんが、継続的な対話により改善を促すことを基本姿勢とします。今後は人権、環境保全等のテーマに関する対話にも積極的に取り組んでいきます。④議決権行使では、改訂版コーポレートガバナンス・コードの趣旨も踏まえ基本方針を見直します。サステナビリティ課題への取り組み・開示状況や、取締役会・監査役会の実効性評価を行使判断に反映させます。

私たちは、異常気象の頻発、新型コロナウイルスの感染爆発、政治的混乱等による地政学リスクの増大など、経営環境の非連続的变化に起因する、極めて複雑な投資環境に直面しています。このような“VUCA”と呼ばれる環境の下、サステナブル投資がより良い社会実現のソリューションの一つになるとの期待が高まっています。当社は、①ESG評価、②エンゲージメント、③議決権行使を効果的に組み合わせながらサステナブル投資の高度化に努め、お客様の期待に応えてまいります。

また、私たち自身が一企業としての責任を全うするために、環境に配慮した事業運営、社員が生き生きと働ける職場づくり、それらに関するさまざまな社会貢献活動を行ってまいりました。このたび、こうした取り組みをより体系だてで行うよう、サステナブル調達方針および人権方針を制定しました。今後は、これら方針の着実な実践を通してサステナブルな社会の実現に貢献してまいります。

## スチュワードシップ・コードへの対応状況

当社は日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明を行い、お客さま・受益者の皆さまの利益となる中長期の投資リターン向上のため、投資先企業等の価値向上を促すスチュワードシップ活動と、投資先企業等のサステナビリティに関する分析・評価と運用プロセスへの組み込みなど、ESG投資に積極的に取り組んでいます。以下は2020年度のスチュワードシップ・コードの対応状況・実績・今後の方針の要約です。



詳細版は当社ホームページ

[https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible\\_investment/stewardship/self\\_evaluation](https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/stewardship/self_evaluation)  
に開示しております。

日本版スチュワードシップ・コード（2020年3月改訂）の遂行状況に対する自己評価と今後の方針

原則	2020年度実績	今後の方針
1 スチュワードシップ責任を果たすための方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本版スチュワードシップ・コード改訂を受け、当社の「受入れ表明」を改定・公表</li> </ul>	投資先企業等の中長期キャッシュフロー増大、株主もしくは投資主の価値の持続的向上に向けた取り組みを引き続き強化
2 利益相反管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「受入れ表明」で利益相反の主要な類型に対する管理方針を公表</li> <li>● 責任投資委員会の定期的開催および取締役会への報告</li> <li>● 議決権行使助言会社の活用（株主会社等）</li> <li>● 議決権行使結果の個別開示（四半期毎）</li> </ul>	責任投資委員会で利益相反懸念に関する継続的なモニタリング、課題が発見された場合の速やかな解決の検討を実施
3 企業の状況把握に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資先企業等の対話（2,242件）</li> <li>● アナリストによるESG評価（700社以上）</li> <li>● サステナビリティに関する評価・分析の運用プロセスへの組み込みを国内株式からさまざまな投資資産に順次拡大</li> </ul>	サステナビリティに関する評価・分析の能力向上、およびさまざまな投資資産の運用プロセスへのサステナビリティ組み込みを推進 国内中小型企業や外国企業のESG評価項目の見直し、評価対象の拡大
4 エンゲージメントに関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資先企業等の価値向上、サステナビリティ課題への対応強化等の働きかけ</li> <li>● 外国株式におけるエンゲージメントの本格的開始</li> <li>● 議決権行使結果のフィードバック</li> <li>● 協働エンゲージメントの継続・強化</li> </ul>	サステナビリティ、特に温室効果ガス排出量ネットゼロをテーマとするエンゲージメントの一段強化 協働エンゲージメントの活用
5 議決権行使、行使結果の公表に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 議決権行使結果の個別開示（四半期毎）</li> <li>● 議決権行使助言会社の活用（株主会社等）</li> </ul>	投資先企業等との対話をベースにした実態を踏まえた行使判断の実施 コーポレートガバナンス・コード改訂を受けた議決権行使判断基準の見直し
6 スチュワードシップ活動への取り組み状況の報告に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エンゲージメント活動実績の開示</li> <li>● アセットオーナー様向け汎用報告フォーマット（スマート・フォーマット）の利用継続</li> <li>● 複数の投資資産をカバーするエンゲージメント・データベースの構築・強化</li> </ul>	さまざまなアセットオーナーの意向を踏まえた、より効率的かつ効果的な報告の実施
7 実力維持および向上に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高い独立性を有し多様性に富んだ社外取締役3名を含む取締役会による実効性の高いガバナンス</li> <li>● スチュワードシップ会議/ESG会議（月次）、責任投資委員会（年6回）開催</li> <li>● 協働エンゲージメントの継続・強化</li> <li>● 株式以外もカバーするESGデータベースの構築・強化</li> </ul>	実効性の高いガバナンス、利益相反管理体制の維持 エンゲージメント能力の一段強化、長年の知見とノウハウを十分に活かしながらスチュワードシップ責任を果たすための実力維持・向上に注力
8 機関投資家向けサービス提供者に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 議決権行使助言会社が日本版スチュワードシップ・コード【原則8】に則ったスチュワードシップ責任を適切に果たすよう、主に対話を通じて働きかけ</li> </ul>	左記の働きかけを継続

## 投資顧問契約および投資一任契約についてのご注意（リスク、費用）

### 投資顧問契約および投資一任契約にかかるリスクについて

投資一任契約に基づき投資するまたは投資顧問契約に基づき助言を行う金融商品・金融派生商品は、金利・通貨の価格・金融商品市場における相場その他の指標の変動により損失が生じるおそれがあります。

変動要因としては、有価証券等の価格変動リスクまたは発行体等の信用リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引を行うことができない流動性リスク等（外貨建て資産に投資する場合は為替変動リスク等）があります。

したがって、お客さまの投資元本は保証されているものではなく、金融商品等の価値の下落により、投資元本を割り込むことがあります。

受託資産の運用に関して信用取引または先物・オプション取引（以下デリバティブ取引等）を利用する場合、デリバティブ取引等の額は委託証拠金その他の保証金（以下委託証拠金等）の額を上回る可能性があり、金利・通貨の価格・金融商品市場における相場その他の指標の変動により委託証拠金等を上回る損失が発生する可能性があります。

委託証拠金等の額や計算方法は多様な取引の態様や取引相手に応じて異なるため、デリバティブ取引等の額の当該委託証拠金等に対する比率を表示することはできません。

### 投資顧問契約および投資一任契約にかかる手数料等について

#### 投資顧問報酬

投資顧問契約及び投資一任契約にかかる報酬として、契約資産額（投資顧問報酬の計算に使用する基準額）に対してあらかじめ定めた料率<sup>\*</sup>を乗じた金額を固定報酬としてご負担いただきます。

<sup>\*</sup> 上記料率は、お客さまとの契約内容および運用状況等により異なりますので、あらかじめ記載することができません。契約資産額・計算方法の詳細は、お客さまとの協議により別途定めます。

また、契約内容によっては上記固定報酬に加え成功報酬をご負担いただく場合もあります。

#### その他の手数料等

上記投資顧問報酬のほか、以下の手数料等が発生します。

- (1) 受託資産でご負担いただく金融商品等の売買手数料等
- (2) 投資一任契約に基づき投資信託を組み入れる場合、受託資産でご負担いただくものとして信託財産留保額等、並びに信託財産から控除されるものとして信託報酬および信託事務の諸費用<sup>\*\*</sup>等
- (3) 投資一任契約に基づき外国籍投資信託を組み入れる場合、信託財産から控除されるものとして外国運用会社に対する運用報酬・成功報酬、投資信託管理・保管会社に対する管理・保管手数料、トラスティ報酬、監査費用およびその他投資信託運営費用等

<sup>\*\*</sup> 投資一任契約資産に投資信託を組み入れる場合、もしくは組み入れることを前提とする投資信託の場合の諸費用には、投資信託の監査費用を含みます。

これらの手数料等は、取引内容等により金額が決定し、その発生もしくは請求の都度費用として認識されるため、または運用状況等により変動するため、その上限額および計算方法を記載することができません。

なお、お客さまにご負担いただく上記投資顧問報酬およびその他の手数料等の合計額、その上限額および計算方法等は、上記同様の理由によりあらかじめ記載することができません。

【ご注意】上記のリスクや手数料等は、契約内容および運用状況等により異なりますので、契約を締結される際には、事前に契約締結前交付書面によりご確認ください。

[2021年3月31日現在]

### 投資顧問のお客さまへ

- 本資料に記載されている調査・分析等は当社のリサーチの一部をご紹介するために作成されたものであり、投資勧誘を目的として作成されたものまたは金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 本資料に記載されているリターンおよびリスクは、過去のデータおよび当社の現時点の経済見通し等に基づいて算出したものであり、将来のリターンやリスク等を保証するものではありません。
- 本資料に記載されているシミュレーション等、実際のファンド以外の収益率データ等には、実際の運用に必要な報酬、取引手数料、リバランス・コスト等が反映されておりません。
- 本資料に記載されている運用商品・手法等は、将来の運用成果または元本を保証するものではなく、投資により損失が発生する可能性があります。そして、損失を含めたすべての運用成果はお客さまに帰属することになります。
- 本資料に記載されている市場の見通し等は、本資料作成時点での見解であり、将来の動向や結果を保証するものではありません。また、当社の投資方針に反映されない場合または将来予告なしに変更する場合もあります。
- 本資料に記載されている第三者による評価等は、過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。
- 本資料に記載されているベンチマークインデックスの知的財産権その他一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 本資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当社はその完全性・正確性に関する責任を負いません。
- 本資料の内容に関する一切の権利は当社にあります。本資料を投資の目的に使用したり、承認なく複製または第三者への開示等を行うことを厳に禁じます。

## 投資信託商品についてのご注意（リスク、費用）

### ■ 投資信託にかかるリスクについて

投資信託の基準価額は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等（外貨建資産には為替変動もあります。）の影響により上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果として投資信託に生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、投資信託は**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。

### ■ 投資信託にかかる費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

#### ■ 直接ご負担いただく費用

購入時手数料：**上限3.85%（税込）** 換金（解約）手数料：**上限1.10%（税込）** 信託財産留保額：**上限0.60%**

#### ■ 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

信託報酬：**上限年 2.255%（税込）**

#### ■ その他費用

監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）、および外国における資産の保管等に要する費用等が信託財産から支払われます。また、投資信託によっては成功報酬が定められており当該成功報酬が信託財産から支払われます。投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用の状況により変化するため、あらかじめその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※ なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、お客さまの保有期間に応じて異なる等の理由によりあらかじめ具体的に記載することはできません。

【ご注意】 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友DSアセットマネジメントが運用するすべての投資信託における、それぞれの費用の最高の料率を記載しております。投資信託にかかるリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、販売会社よりお渡しの投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面等を必ず事前にご覧ください。

投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

投資信託は、クローズド期間、国内外の休祭日の取扱い等により、換金等ができないことがありますのでご注意ください。

[2021年7月31日現在]

### ■ 投資信託の販売会社、個人投資家の皆さまへ

- 当資料は、情報提供を目的として、三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。
- 当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績および将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

## 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者関東財務局長（金商）第399号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

作成基準日：2021年11月1日

# For Your Better Quality of Life

Quality of Life に貢献する  
最高の資産運用会社へ。

## 本レポート表紙のパラアート作品の紹介

当社は社会貢献活動の一環として、公益財団法人日本チャリティ協会が推進するパラアート（障がい者の芸術文化）事業を応援しています。表紙の作品は、本年10月開催の2021パラアートTOKYO第8回国際交流展で「三井住友DSアセットマネジメント賞」を授与した落合里穂さんの作品「一人ぼっちにしないでね」です。カラフルなゴリラが一人ひとりの個性を表現しています。本レポートを通して一人でも多くの方がパラアートに関心を持っていただければ望外の喜びです。

### 落合里穂さんの略歴

幼い頃から絵を描くのが好きで、障害があると分かった17歳頃から本格的に作品を描き始める。不登校の後に高校を中退したときも絵が救いとなる。

受賞歴：ナイスハート美術展（一般の部）絵画部門最優秀賞ほか。